

中日本高速道路株式会社 第19回定時株主総会

参考書類

日 時：令和6年6月25日（火） 午後1時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名の選任の件 |
| 第3号議案 | 退任役員に対する慰労金の贈呈の件 |

第 19 期 報 告 書

2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 3 0
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 4 1
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書謄本	P 5 6
監査役会監査報告書謄本	P 6 0

中日本高速道路株式会社

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中で、緩やかな持ち直しの動きがみられたものの、世界的なエネルギー・食料価格の高騰等により依然として先行きが不透明な状況となりました。

その一方で、高速道路ネットワークの早期整備、計画的な老朽化対策の推進、災害に対する強靱性・対応力の強化、地域振興の核となるサービスエリアの展開など、当社グループが果たすべき社会的使命は、より一層重要なものとなっています。

このような中、「経営計画チャレンジ V 2021-2025」の3年目を迎え、経営方針に掲げた「安全性向上に向けた不断の取組みの深化」、「高速道路の機能強化と広くお客さまに利用される高速道路空間への進化」、「デジタル化や脱炭素化などの環境変化に適応した新たな価値創造への挑戦」、「お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応え続けるための経営基盤の強化」に基づく取組みを進めました。さらに、高速道路の機能強化や自動運転等のイノベーションに対応した高速道路の進化等を定めた「高速道路における安全・安心実施計画」に基づき、高速道路の安全性や信頼性、使いやすさの向上に取り組みました。

「安全性向上に向けた不断の取組みの深化」については、2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を受けて策定した「安全性向上に向けた取組み」、「安全性向上3カ年計画」の成果を踏まえた「安全性向上への5つの取組み方針」に基づき、当社グループ一体となって「安全を最優先とする企業文化の醸成」、「安全活動の推進」、「安全を支える人財の育成」、「道路構造物等の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善」、「安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進」に取り組んでいます。

「高速道路の機能強化と広くお客さまに利用される高速道路空間への進化」については、新東名高速道路等のネットワーク整備やスマートインターチェンジの整備、渋滞対策、高速道路リニューアルプロジェクトによる老朽化対策、耐震補強対策、豪雨や豪雪など激甚化かつ頻発化する自然災害への対応強化等の取組みを計画的に進めています。加えて、東海北陸自動車道をはじめとする暫定2車線区間の4車線化、新名神高速道路の6車線化、ダブル連結トラックなど高速トラック輸送の効率化に向けた駐車マスや中継物流拠点等の環境整備に取り組み、高速道路の更なる機能強化を図るとともに、ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めています。また、駐車マスの拡充、計画的なリニューアル等のサービスの提供等による休憩施設の快適性と利便性の向上、地域間交流の促進や地域活性化が期待される企画割引の充実等に取り組み、より広くお客さまに利用される高速道路空間へ進化させていきます。

「デジタル化や脱炭素化などの環境変化に適応した新たな価値創造への挑戦」については、次世代の高速道路空間を創造する「i-MOVEMENT(アイムーブメント)」や建設現場の生産性を向

上させる「i-Construction (アイコンストラクション)」、完全自動運転(レベル4)の実現のための路車間協調設備の構築など、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進していくとともに、その実現に向けた革新的な技術開発や高度な専門性を有する人財育成にも積極的に取り組んでいます。

加えて、高速道路ネットワークの整備をはじめとする当社グループのあらゆる事業活動を通じて、地球温暖化の抑制に寄与する CO₂排出量の削減等に着実に取り組むとともに、脱炭素社会はもとより、持続可能な開発目標(SDGs)がめざす持続可能な社会の実現に向けて貢献していきます。

「お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応え続けるための経営基盤の強化」については、環境変化への感度が高く強い現場力を持つ人財の育成やリモートワーク環境等のデジタル技術の一層の活用、在宅勤務をはじめとする多様で柔軟な働き方が可能となる制度や職場環境の整備、健康経営の推進など、生産性向上や働き方改革に資する取組みを進めています。加えて、効率的な事業運営のもと、将来に向けた効果的な投資を行うことで、新たなサービスの提供や質の向上に努め、当社グループの競争力を高めていきます。

引き続き、お客さまに安心して高速道路をご利用いただけるよう、上記の経営方針に基づく取組みを着実に実施していくとともに、中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を決して忘れることなく、ご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

当期における当社グループの業績は、営業収益が 983,955 百万円(前期比 14.8%減)、営業利益が 10,935 百万円(前期比 193.4%増)、経常利益が 12,377 百万円(前期比 132.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益が 9,575 百万円(前期比 204.1%増)となりました。

次に、当社の個別の業績は、営業収益が 958,252 百万円(前期比 15.4%減)、営業利益が 3,967 百万円(前期は営業損失 787 百万円)となりました。このうち、高速道路事業営業利益は 2,519 百万円、関連事業営業利益は 1,447 百万円となりました。また、経常利益が 5,694 百万円(前期比 567.4%増)、当期純利益が 4,874 百万円(前期比 3,201.6%増)となりました。

営業収益の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復し、料金収入やサービスエリア事業収入が増加した一方、新規開通の規模が昨年度と比べると小さかったため、道路資産完成高が減少したことによるものです。なお、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第7号。以下「特措法」という。)第 51 条第2項から第4項までの規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「高速道路機構」という。)に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は 672,113 百万円(前期比 2.5%増)でした。

事業別の状況は、次のとおりです。

(建設事業)

当連結会計年度において推進した建設事業としては、新東名高速道路新秦野インターチェンジ～新御殿場インターチェンジ間、東京外かく環状道路中央ジャンクション(仮称)～東名ジャンクション(仮称)間、東海環状自動車道山県インターチェンジ～大野神戸インターチェンジ間及び養老インターチェンジ～大安インターチェンジ間の新設事業、新名神高速道路亀山西ジャンクション～甲賀土山インターチェンジ間の6車線化事業並びに東海北陸自動車道白川郷インターチェンジ～南砺スマートインターチェンジ間、東海環状自動車道土岐ジャンクション～美濃加茂インターチェンジ間及び紀勢自動車道勢和多気ジャンクション～紀勢大内山インターチェンジ間の4車線化事業が挙げられます。

お客さまの利便性の向上と地域の活性化のため、2箇所のスマートインターチェンジ(名神高速道路多賀スマートインターチェンジ(下り)(滋賀県犬上郡多賀町)、東海北陸自動車道城端スマートインターチェンジ(富山県南砺市))を開通させました。そのほか 12 箇所のスマートインターチェンジについて、自治体と連携して事業を着実に推進しています。

また、建設現場の生産性を向上させる「i-Construction(アイコンストラクション)」を推進しており、モデル事務所において ICT や3次元データを活用した工事や調査・測量・設計を試行し、各プロセスにおける省力化や効率化、自動化、高度化に取り組むなど、2025 年度までに調査・設計、工事において ICT を全面的に導入し、建設現場の生産性を高めることを目指しています。

(保全・サービス事業)

保全・サービス事業では、「安全を何よりも優先」とする企業理念に基づき、経営方針の最上位に掲げられた「安全性向上に向けた不断の取組みの深化」を目指して、安全を最優先に、信頼性の高い高速道路ネットワークとお客さまに満足いただけるサービスを 24 時間 365 日提供するため、高速道路の点検や、維持・補修・修繕等を行いました。

道路構造物等の点検に関しては、日々の高速道路の巡回による点検を行っているほか、橋梁やトンネル等については、法令に基づき、5年に1度、近接目視等による詳細点検を行っています。

また、変状が確認された構造物は、計画的な補修を進めています。

高速道路ネットワークを健全な状態で次世代に引き継ぐため、橋梁やトンネル等の構造物を最新の技術を用いて補修・補強し、建設当初と同等又はそれ以上の性能や機能を回復することで、高速道路をこれからも長く健全に保つ「高速道路リニューアルプロジェクト」に取り組むとともに、2023 年 1 月には新たな知見に基づく「更新計画(概略)」を NEXCO3社で公表し、2024 年1月には NEXCO3社で「東・中・西日本高速道路の更新計画」を策定及び公表し、同年3月 27 日に国土交通大臣から事業許可を受けました。

2016 年4月に発生した熊本地震における橋梁の被災状況を踏まえ、緊急輸送道路としての機能を速やかに回復し、お客さまに安心してご利用いただけるよう、橋梁の耐震補強及び支承逸脱対策に取り組んでいます。2024 年1月には高速道路4社で「高速道路の耐震補強実施計画(概要)」を公表しました。

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故に繋がる恐れのある重量超過等の車両制限令に違反する車両に対して、車両重量計等を活用した取締り、自動計測装置の整備による常時取締りに取り組んでおり、違反の度合いに応じて点数を付与し、累積点数が一定に達した場合に大口・多頻度割引停止措置等を講ずるとともに、悪質な違反者に対する告発を実施しています。

大規模災害時の対応力強化については、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に則り、発災後の人命救助に重要な72時間を意識しつつ、24時間で広域移動ルートとすべく、高速道路ネットワークを活用した迅速な緊急交通路を確保するとともに、「救助・救急、消火等」、「医療」、「物資」、「燃料」の各分野の活動のための広域進出拠点として、休憩施設が活用できるように取り組んでいます。

2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、北陸自動車道では朝日インターチェンジから丸岡インターチェンジ、東海北陸自動車道では白川郷インターチェンジから小矢部砺波ジャンクション間の通行止めを実施しましたが、地震発生から約5時間後の21時には緊急交通路の機能を確保するとともに、点検により確認された18箇所の損傷の応急復旧を速やかに完了させ、1月2日21時には全区間の通行止めを解除しました。その後の余震により、新たに12箇所の損傷が発見され、計30箇所の損傷の本復旧作業を進め、3月31日現在20箇所の本復旧作業が完了し、残り10箇所の本復旧作業を鋭意進めています。

また、地震により大きな被害を受けた珠洲市、輪島市、志賀町、中能登町の被災地支援として、NEXCO東日本及び西日本と連携し、1月7日からトイレカーや給水車の派遣を実施しており、3月31日現在で13箇所27台を継続派遣しています。

大雪時の道路交通確保として、除雪体制の強化、立ち往生車両を早期に発見するための監視カメラの増設、救援車両の配備、大雪事前広報、関係機関との連携強化等の取組みに加えて、短期間の集中的な大雪時には、人命を最優先に大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方と捉え、国による大雪に関する緊急発表や除雪能力を超過する降雪に対しては、予防的通行止めを前提に取り組み、高速道路と国道が並行する区間については、一方が通行止めとなった場合、他方の道路への交通集中による大規模滞留を回避するため、高速道路と国道を同時に通行止めにする「同時通行止め」を実施しました。大雪が予測される3日前からテレビCM、公式WEBサイトを中心にSNS等多様な広報媒体を活用して、徹底した出控え要請を行い、躊躇なく通行止めを実施するとともに、集中除雪による早期の通行止め解除に取り組みました。

一方で、予測を大幅に超える気象急変によるスタック車両、大規模な車両滞留が発生する可能性に備えて、モニター監視員の専任配置、雪氷巡回の増隊に加え、スタック車両の救出やお客さま支援を早期に実施するため、現地支援人員の拡充やトラクターショベルやレッカーの増車、可能な限り近傍への前進配置などの対策強化を図ることとしました。

交通事故対策として、事故多発地点の集中的な対策とともに、逆走防止対策や一般道からの誤進入対策、交通安全の啓発活動に取り組みました。

また、暫定2車線区間における正面衝突事故防止対策として、土工区間や長さ50m未満の橋梁

区間でワイヤロープの設置を進め、2022年度に概成しています。更に、長さ50m以上の橋梁区間とトンネル区間では、センターブロックやセンターパイプの試行に取り組んでいます。

渋滞対策として、東名高速道路(大和トンネル付近、東名三好インターチェンジ付近)、中央自動車道(小仏トンネル付近、相模湖インターチェンジ付近、三鷹バスストップ付近)及び名神高速道路(一宮ジャンクション付近)の付加車線設置事業について着実に推進しています。

また、休憩施設における大型車マスの夜間時間帯を中心とした混雑緩和に向けて、駐車マスの増設を行うとともに、大型車マスの一部を60分以内の駐車とする「短時間限定駐車マス」として整備し運用する実証実験に取り組んでいます。

ETC利用率の拡大などの社会情勢の変化を踏まえ、ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めており、2022年4月から2024年3月末までに15箇所のインターチェンジでETC専用化の運用を開始しました。詳細は下表のとおりです。

運用開始年月	運用開始インターチェンジ名
2022年4月1日から	中央自動車道 稲城インターチェンジ
	首都圏中央連絡自動車道 八王子西インターチェンジ
2022年6月30日から	首都圏中央連絡自動車道 相模原インターチェンジ
2023年4月18日から	東海環状自動車道 山県インターチェンジ
	東海環状自動車道 大野神戸インターチェンジ
	名古屋第二環状自動車道 有松インターチェンジ(外回り)
	名古屋第二環状自動車道 鳴海インターチェンジ(外回り)
2023年8月31日から	北陸自動車道 丸岡インターチェンジ
	北陸自動車道 美川インターチェンジ
	北陸自動車道 立山インターチェンジ
2024年3月13日から	中央自動車道 葦崎インターチェンジ
	中部横断自動車道 増穂インターチェンジ
2024年3月22日から	中央自動車道 国立府中インターチェンジ
	首都圏中央連絡自動車道 高尾山インターチェンジ
	首都圏中央連絡自動車道 寒川北インターチェンジ

さらに、最先端のICT・ロボティクス技術の導入等により、少子高齢化やデジタル技術の進展等による社会環境の変化、お客さまニーズの多様化を踏まえた情報提供の高度化等、当社グループを取り巻く環境の激変に対応しつつ、高速道路モビリティの進化に貢献する革新的なプロジェクト「i-MOVEMENT(アイムーブメント)」を推進しています。また、当プロジェクトの実現に向けて、コンソーシアム方式によりオープンイノベーションを推進する組織として設立した「イノベーション交流会」では、「交通サービスの進化・高度化」、「高速道路保全マネジメントの高度化」のそれぞれのテーマにおいて、会員の企業・団体から提案された技術の高速道路保全現場への適用性の実証に取り組んでいます。

(関連事業)

サービスエリア事業及びその他の関連事業として不動産事業、観光振興事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、受託事業、海外事業及び技術外販事業等を行っています。

<サービスエリア事業>

サービスエリア事業では、地域の特色を活かした店舗づくり、魅力ある商品の販売、多様なニーズに応えるサービスの導入を進めるとともに、地域と連携した各種イベントやキャンペーンを積極的に開催するなど、お客さまサービスの質の向上や地域社会との連携・交流を推進しました。

サービスエリアの快適性と利便性の向上への取組みとして、計7箇所において、リニューアルを行いました。特に、中央自動車道境川パーキングエリア(上り線)では、建替えにあわせて、フードコートとショッピングコーナーを拡充するとともに、ベビーコーナーを新設するなど、より快適にお過ごしいただけるサービスエリアに全面リニューアルしました。加えて、プロドライバーのお客さまをサポートするため、中央自動車道恵那峡サービスエリア(下り線)、双葉サービスエリア(上り線)、東海北陸自動車道関サービスエリア(上り線)の計3箇所において、コインシャワーとコインランドリーを新設しました。

また、地域貢献の取組みとして、2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震を受け、サービスエリアにおいて、能登や石川県をはじめ北陸地方の産品を集めたフェアを開催し、北陸地方の応援を行いました。加えて、現在整備を進めている新東名高速道路秦野丹沢サービスエリア(上り線)建設予定地の一部を活用し、周辺地域の観光誘客を支援するため、期間限定で有料駐車場を開設しました。

このほか、脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、東名高速道路足柄サービスエリア(下り線)において、水素ステーションを2023年9月に全国の高速道路で初めて開業しました。

<その他の関連事業>

不動産事業では、東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジに隣接する複合商業施設「テラスゲート土岐」にある「土岐よりみち温泉」のレストランテナント入替えをし、地域の活性化や誘客に努めました。

社宅跡地の活用では、名古屋市緑区、長野県松本市及び神奈川県小田原市において宅地分譲事業を行いました。また、愛知県豊川市及び知立市では賃貸住宅を運営しています。

農業物の生産・販売等(アグリ)事業では、地域が抱える課題の解決及び地域活性化への貢献として、持分法適用関連会社である中日本ファームすずなり株式会社において、浜松市内の耕作放棄地等を活用し野菜(レタス、枝豆等)を栽培し販売しました。

観光振興事業では、観光施設及び宿泊施設と連携し、政府による北陸地方の観光復興支援「北陸応援割」の対象となる宿泊商品にも利用可能な宿泊商品券付きドライブプランなど、高速道路と観光施設及び宿泊施設の利用券等をセットとしたドライブプランを126プラン販売しました。

海外事業では、フィリピン国の現地法人「NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.」は、2020年

12月から継続して、ダバオ市バイパス建設事業のトンネル設備工事等に参画しています。また、米国の現地法人「NEXCO Highway Solutions of America Inc.」は、2021年度に引き続き、舗装点検ソリューションなど道路管理に関するコンサルティング業務の受注に向け営業活動を行い、13件の有償契約に至っています。

コンサルティングサービスは、2022年度に引き続き、JICA から受注したフィリピン国やタイ国等における5件の業務等を実施し、現地技術者の能力向上等に貢献しました。

2021年6月に国内の技術外販事業として ETC 多目的利用サービスの「情報処理事業」を、ETC ソリューションズ株式会社と業務提携し、ETC 多目的利用サービスの拡大に貢献しています。また、当社グループが一体となって、高速道路の運営維持管理で培った技術とノウハウを活用した技術製品や業務のグループ外部への販売を推進しています。

このほか、東海旅客鉄道株式会社と締結した協定に基づき、中央新幹線(リニア)事業に係る用地取得の支援業務を行いました。

(中央自動車道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事の施工不良事案への対応について)

橋梁の耐震補強工事で鉄筋が不足する施工不良事案については、2020年11月16日に事案の原因究明のための調査と再発防止のあり方の提言を行うための外部有識者による「E20 中央道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事施工不良に関する調査委員会」を設置しました。

当該調査委員会からの「報告書」を受け、2021年7月29日に「再発防止策」を策定しました。

また、当該再発防止策が実効性あるものとするため、社内に「中央道の耐震補強工事施工不良事案に対する再発防止策のフォローアップ委員会」を設置し、その実施状況や効果等を検証しながら、全社を挙げて再発防止に取り組んでいます。

(2)設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結計算書類及び計算書類において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第 51 条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路の工事完了時等においては高速道路機構に帰属することとなり、それ以降は当社の資産としては計上されないこととなります。

また、高速道路機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成 16 年法律第 102 号)第 14 条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、高速道路機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せて、高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号)第 6 条の規定に基づく協定に基づき当社が高速道路機構から借り受けます。この高速道路機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は 20,795 百万円です。

なお、当連結会計年度に高速道路機構に帰属した道路資産の総額は、230,075 百万円です。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に 15,834 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・ETC 料金徴収設備の更新及び東海北陸自動車道 城端スマートインターチェンジの開通に伴う新設
- ・湿塩散布車等の購入

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に 2,934 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・中央自動車道 境川パーキングエリア(上り線)の建替えに係る工事等

(3)資金調達状況

当連結会計年度の道路建設事業資金等に充てるため、次のとおり、総額 690,225 百万円の社債等を発行するとともに、金融機関から総額 38,044 百万円の借入れを行い、総額 728,269 百万円を調達しました。

種別	発行日	発行額
社債		
中日本高速道路株式会社第 100 回社債(5年債)	2023 年5月 18 日	100,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 10 回米ドル建て CP(1年未満)	2023 年5月 26 日	4,157 百万円
中日本高速道路株式会社第 11 回米ドル建て CP(1年未満)	2023 年5月 26 日	12,456 百万円
中日本高速道路株式会社第 101 回社債(5年債)	2023 年8月 17 日	120,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 102 回社債(5年債)	2023 年9月 14 日	100,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 12 回米ドル建て CP(1年未満)	2023 年11 月 14 日	4,528 百万円
中日本高速道路株式会社第 103 回社債(5年債)	2023 年11 月 21 日	70,000 百万円
中日本高速道路株式会社第9回ユーロ建て CP(1年未満)	2023 年12 月1日	11,364 百万円
中日本高速道路株式会社第 10 回ユーロ建て CP(1年未満)	2024 年1月 22 日	4,005 百万円
中日本高速道路株式会社第 13 回米ドル建て CP(1年未満)	2024 年1月 22 日	14,733 百万円
中日本高速道路株式会社第 14 回米ドル建て CP(1年未満)	2024 年1月 26 日	7,397 百万円
中日本高速道路株式会社第 104 回社債(5年債)	2024 年1月 31 日	70,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 15 回米ドル建て CP(1年未満)	2024 年2月 6日	14,686 百万円
中日本高速道路株式会社第 16 回米ドル建て CP(1年未満)	2024 年2月 13 日	14,783 百万円
中日本高速道路株式会社第 17 回米ドル建て CP(1年未満)	2024 年3月 18 日	22,114 百万円
中日本高速道路株式会社第 105 回社債(ソーシャルボンド)(5年債)	2024 年3月 28 日	120,000 百万円
社債計		690,225 百万円

借入金		
短期借入金(1年未満) 交通銀行	2023年9月12日	8,044百万円
長期借入金(5年) 株式会社三菱UFJ銀行他	2024年3月15日	30,000百万円
借入金 計		38,044百万円
合計		728,269百万円

(注) 1. 上記のほか、高速道路機構から1,694百万円の無利子借入金の借入れを行いました。
2. 発行額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度までの「経営計画チャレンジ V 2016-2020」における取組みの中で明らかになった課題や今後想定される環境変化に対応し、企業理念に掲げる当社グループの役割や社会的使命をより高いレベルで果たしていくための方向性を社内外に明確に示した「経営計画チャレンジ V 2021-2025」を策定し、事業を進めています。この中で、次の4点を2021年度からの5カ年における経営方針とし、その達成に向けて着実に業務に取り組むとともに、更なる高みをめざして挑戦し続けていきます。

I 安全性向上に向けた不断の取組みの深化

安全は当社グループにおける経営の根幹かつすべての経営方針につながるものとして経営方針の最上位に位置づけています。高速道路の構造物だけでなく、安全文化の醸成も含めた幅広い“安全”に対応し、「安全性向上3カ年計画」を継承した次の取組みを深化させていきます。

・安全性向上への「5つの取組み方針」

- 1.安全を最優先とする企業文化の醸成
- 2.安全活動の推進
- 3.安全を支える人財の育成
- 4.道路構造物等の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善
- 5.安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進

II 高速道路の機能強化と広くお客さまに利用される高速道路空間への進化

高速道路の新規開通、4車線・6車線化、構造物の老朽化への対応や激甚化・頻発化する自然災害への対応を着実に実施することで、お客さまに安全で安心・快適な高速道路空間をお届けするとともに、“移動”だけでなく幅広くご利用いただける高速道路空間へと進化させていきます。

Ⅲ デジタル化や脱炭素化などの環境変化に適応した新たな価値創造への挑戦

デジタル社会や脱炭素社会の進展等の環境変化を見据え、当社グループの技術やノウハウを基に、お客さまや地域社会などステークホルダーの皆さまとの協働を通じて、新たな価値の創造に挑戦します。さらに、事業活動を通じて CO₂削減等の環境保全に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

Ⅳ お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応え続けるための経営基盤の強化

当社グループのあらゆる活動を支える経営基盤を強化していくため、環境変化への感度が高く強い現場力を持つ人財の育成、デジタル化の推進等による生産性の向上、コーポレートガバナンスの確立、情報発信の充実や地域との交流による事業理解の促進等に取り組み、これらの取組みを通じて、ステークホルダーの皆さまの期待に応えます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	2020年度 第16期	2021年度 第17期	2022年度 第18期	2023年度 第19期 (当連結会計年度)
営業収益	875,514 百万円	1,099,614 百万円	1,154,952 百万円	983,955 百万円
経常利益又は経常損失(△)	△3,810 百万円	3,834 百万円	5,315 百万円	12,377 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△6,388 百万円	1,775 百万円	3,148 百万円	9,575 百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△49円14銭	13円65銭	24円22銭	73円65銭
総資産	2,148,655 百万円	2,307,164 百万円	2,035,764 百万円	2,447,820 百万円

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降に係る財産及び損益の状況の推移については、当会計基準等を適用した後の指標となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	2020年度 第16期	2021年度 第17期	2022年度 第18期	2023年度 第19期 (当事業年度)
営業収益	856,688 百万円	1,079,953 百万円	1,132,473 百万円	958,252 百万円
経常利益又は経常 損失(△)	△4,096 百万円	5,152 百万円	853 百万円	5,694 百万円
当期純利益又は当 期純損失(△)	△4,910 百万円	5,147 百万円	147 百万円	4,874 百万円
1株当たり当期純 利益又は1株当た り当期純損失(△)	△37円77銭	39円59銭	1円13銭	37円49銭
総資産	2,115,610 百万円	2,271,546 百万円	1,999,703 百万円	2,407,790 百万円

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降に係る財産及び損益の状況の推移については、当会計基準等を適用した後の指標となっております。

(6)重要な子会社等の状況(2024年3月31日現在)

1)重要な子会社の状況

番号	名称	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	45 百万円	100%	サービスエリア・パーキングエリア 内商業施設の管理・運營業務
②	中日本エクストール横浜株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金収受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会 社	100 百万円	100%	高速道路の料金収受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古 屋株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 東京株式会社	90 百万円	100%	高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 名古屋株式会社	90 百万円	100%	高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東 名株式会社	30 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務

⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社	45 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑫	NEXCO 中日本サービス株式会社	75 百万円	100%	サービスエリア・コンシェルジュ業務、人材サービス、不動産事業等
⑬	中日本高速技術マーケティング株式会社	30 百万円	100%	商品販売・開発及びコンサルティング業務
⑭	合同会社 NEXCO 中日本インベストメント	10 百万円	100%	不動産事業、国内外のインフラ事業等の投資事業
⑮	NEXCO Highway Solutions of America Inc.	1,800 千 米ドル	100%	高速道路の調査、コンサルティング業務及び技術外販事業
⑯	NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.	50 百万 フィリピンペソ	100%	フィリピン国の高速道路の建設、コンサルティング業務等
⑰	株式会社オアシスパーク	100 百万円	54.2%	県営公園の管理、運営業務等
⑱	中日本ハイウェイ・リテール株式会社	20 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運営業務
⑲	中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社	30 百万円	100% (100%)	高速道路の自動販売機事業、飲食事業等
⑳	艾客思國際股份有限公司	15 百万 台湾ドル	100% (100%)	高速道路商業施設等の開発、管理及び運営
㉑	中日本高速オートサービス株式会社	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両管理業務
㉒	NEXCO 中日本開発株式会社	90 百万円	100% (100%)	商業施設等の開発、管理及び運営業務
㉓	箱根ターンパイク株式会社	37 百万円	100% (100%)	自動車道事業の経営、管理及び運営業務

(注) 1. 議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数です。

2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	100 百万円	27.6% (3.2%)	トラックターミナルの管理、運営業務
②	中日本ファームすずなり株式会社	35 百万円	39.0%	農産物の生産・加工・販売等
③	株式会社 NEXCO システムソリューションズ	50 百万円	33.3%	経理、人事、給与等基幹システムの運用管理業務
④	株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査、研究及び開発業務
⑤	株式会社 NEXCO 保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理業、生命保険募集業等
⑥	高速道路トールテクノロジー株式会社	75 百万円	30.3% [8.9%]	料金収受機械等保守整備業務、料金収入の計数管理業務、料金システム関係業務
⑦	日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	29.4%	海外の高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理に関する業務
⑧	中日本施設管理株式会社	30 百万円	20.0% (20.0%)	高速道路の付帯設備に関する保全点検業務
⑨	株式会社デーロス・ジャパン	99 百万円	30.3% (30.3%)	道路構造物の調査・診断及び補修・補強事業

(注) 1. 資本金及び議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数であり、議決権比率の[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数です。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及びこれらに関連する事業を行っています。

【高速道路事業】

新東名高速道路をはじめとする4道路81kmの建設を行う建設事業、東名高速道路をはじめとする営業中の15道路2,183kmの改築、維持、修繕その他の管理並びに大規模更新及び大規模修繕を行う保全・サービス事業を行っています。

【関連事業】

サービスエリア事業及びその他の関連事業として不動産事業、観光振興事業、トラクタターミナル事業、占用施設活用事業、受託事業、海外事業及び技術外販事業等を行っています。

(8) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 (名古屋市)

支社等

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市)

金沢支社(石川県金沢市)

高速道路事務所2箇所、工事事務所8箇所、保全・サービスセンター22箇所

ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

中日本エクシス株式会社(名古屋市)

中日本エクストール横浜株式会社(横浜市)

中日本エクストール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社(東京都新宿区)

中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社(東京都新宿区)

中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社(横浜市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社(東京都八王子市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社(石川県金沢市)

NEXCO中日本サービス株式会社(名古屋市)

中日本高速技術マーケティング株式会社(名古屋市)

合同会社NEXCO中日本インベストメント(名古屋市)
 NEXCO Highway Solutions of America Inc.(米国テキサス州)
 NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.(フィリピン国マカティ市)
 株式会社オアシスパーク(岐阜県各務原市)
 中日本ハイウェイ・リテール株式会社(名古屋市)
 中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社(横浜市)
 艾客思國際股份有限公司(台湾台北市)
 中日本高速オートサービス株式会社(愛知県稲沢市)
 NEXCO中日本開発株式会社(名古屋市)
 箱根ターンパイク株式会社(神奈川県小田原市)

(9) 従業員の状況(2024年3月31日現在)

① 当社グループ(企業集団)の使用人の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	10,444(1,884)名
サービスエリア事業	457(807)名
その他(関連)事業	105(58)名
全社(共通)	377(7)名
合 計	11,383 (2,756)名

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、当事業年度の平均人員を()内に外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,278名	40.7歳	17.1年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
三菱UFJ信託銀行株式会社	25,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	19,110 百万円
株式会社三井住友銀行	17,880 百万円
株式会社みずほ銀行	16,920 百万円
農林中央金庫	11,880 百万円
信金中央金庫	11,880 百万円

(注) 1. 上記のほか、財務省を借入先とする財政融資資金借入残高が103,000百万円あります。

2. 借入金残高は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況(2024年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 520,000,000 株
- ②発行済株式の総数 130,000,000 株
- ③株主数 1名
- ④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
財務大臣	130,000,000 株	100.00%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
種村 均	取締役会長	株式会社リタケカンパニーリミテド 特別顧問 株式会社三十三フィナンシャルグループ 社外取締役
小室 俊二	代表取締役社長 兼最高経営責任者(CEO)兼グループ CEO 兼最高執行責任者(COO)兼グループ COO 兼調達適正化推進室担当 兼総合安全推進部担当	
縄田 正	代表取締役 専務執行役員 建設企画本部長	
近藤 清久	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼情報セキュリティ統括担当(CISO) 兼グループ CISO	
中井 俊雄	取締役 常務執行役員 保全企画本部長	
片岡 慎一	取締役 常務執行役員 事業開発・推進本部長	
望月 一範	取締役 常務執行役員 総務本部長 兼倫理・法令遵守担当(CCO) 兼グループ CCO	
泉 公人	常勤監査役	
藤原 健治	常勤監査役	
川合 伸子	監査役	川合伸子法律事務所 代表 株式会社 FUJI 社外取締役 菊水化学工業株式会社 社外取締役
溝口 敦子	監査役	名城大学理工学部 教授 東北大学災害科学国際研究所 教授(クロスアポイントメント)

(注) 1. 取締役種村均氏は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第 15 号に定める社外取締役です。

2. 常勤監査役藤原健治氏、監査役川合伸子氏及び監査役溝口敦子氏は、会社法第2条第 16 号に定める社外監査役です。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等

① 報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主 総会決議に基 づく報酬	7 名	126,216,000 円	4名	43,992,000 円	11 名	170,208,000 円

(注) 1. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 12,378,084 円(取締役6名 8,788,332 円、監査役4名 3,589,752 円)を計上しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2005 年9月 28 日開催の創立総会において、それぞれ年額 200 百万円以内、年額 70 百万円以内と決議しております。なお、当該創立総会終結時点の取締役及び監査役の員数はそれぞれ5名、3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2023 年6月 27 日開催の取締役会にて代表取締役小室俊二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容に係る決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	種村 均	当事業年度に開催の取締役会 14 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	藤原 健治	当事業年度に開催の取締役会 14 回の全てに、また、監査役会 14 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	川合 伸子	当事業年度に開催の取締役会 14 回のうち 13 回に、また、監査役会 14 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	溝口 敦子	当事業年度に開催の取締役会 14 回のうち 12 回に、また、監査役会 14 回のうち 13 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

② 社外役員の報酬等の総額

区分	計	
	支給 人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	4名	34,596,000 円

(注 1. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 2,823,036 円を計上しています。

(4) 責任限定契約の概要

区分	氏名	概要
取締役	種村 均	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	泉 公人	
監査役	藤原 健治	
監査役	川合 伸子	
監査役	溝口 敦子	

(5) 役員等賠償責任保険契約の概要

被保険者の範囲	概要
会社の全ての役員(取締役・監査役)及び執行役員	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に行った違法行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じています。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	72,000 千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	126,500 千円

(注) 1. 監査役会は、総務本部経理部及び会計監査人からの報告内容等を基に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 2 項の同意をしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めています。

3. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会社法等の法令違反のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等から適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会付議議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規

範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員(CCO)を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に社内の安全を横断的に担当する組織を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。なお、情報セキュリティについては、「NEXCO 中日本 CSIRT(Computer Security Incident Response Team)」体制を確立するとともに、情報セキュリティ統括担当役員(CISO)を設置し、情報管理体制を強化しています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化します。

また、取締役会の機能強化と経営効率の向上のため、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催して重要な事項について審議するとともに、職務の執行に関する権限と責任

を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、各子会社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の討議・共有のため、取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。各子会社は、全体会議の開催に先立ち、業務の執行状況等について当社に報告します。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ子会社の経営上重要な事項については、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

各子会社は、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定することなどにより、それぞれ職務を効率的に執行します。

また、子会社においても「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を適用するとともに、各子会社に倫理・法令遵守担当役員(CCO)を設置し、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスを推進します。

さらに、各子会社においても、コンプライアンスに関する社内相談窓口を設置するとともに、当社が設置する「コンプラ弁護士ホットライン」を利用できるようにし、安心して相談ができる環境を整えます。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営

会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査業務を補助するため、監査役室を設置し、法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任のスタッフを必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で法律、会計又は技術に関する高度な知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況並びに「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、コンプライアンスに関する相談窓口の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしません。

そして、上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行った者がそのことを理由として不利益を受けることはない旨を規程に定めることなどにより、実効性を確保します。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行上必要な費用について、監査役会があらかじめ予算を計上

できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償することができるようにします。

①その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期的に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期的に意見交換を行います。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

なお、本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取締役会に業務の実施状況を報告しています。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。

・人事・倫理委員会を開催し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備等について審議しています。

・取締役会を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。

・入札監視委員会及びグループ内取引等適正化委員会を開催し、契約手続の透明性・公正性の向上に努めています。

・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。

・「風通しの良い職場づくり(スマイル・コンプライアンス)第2期行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会の議事録等取締役の職務執行に係る文書等は、「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき適正に保存及び管理をしています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「中日本高速道路株式会社リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を開催し、経営施策とそれらに紐づくリスクの一元的なモニタリングを行っています。
- ・「中日本高速道路株式会社防災業務要領」や「中日本高速道路株式会社業務継続計画（BCP）」の適時適切な見直し等により、道路事業リスクに関する危機管理体制を強化しています。また、「安全性向上への5つの取組み方針」に基づく施策の実施にあたり、総合安全推進部を事務局とする安全性向上有識者会議を開催し、安全性向上に対する専門知識や実務経験が豊富な外部有識者の意見を求め、当該施策を着実に推進させるとともに、経営陣による安全に関するメッセージの発信、各職場における安全討議の実施等により、安全を最優先とする企業文化の構築を図っています。
- ・メールシステム等の各種システムについて、災害耐性の強化のために進めてきたクラウドサービスへの移行が完了しました。
- ・情報セキュリティ対策規程に基づき、「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」を確立しています。
- ・外部からの脅威に対応するため、監視体制等を強化しています。また国・関係機関などと連携し、サイバーテロ対策に取り組んでいます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会及び経営会議を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。
- ・「中日本高速道路株式会社職務権限・責任規程」を制定し、職務の執行に関する権限と責任を明確にしています。
- ・「中日本高速道路株式会社組織規程」を制定し、本社及び支社の所掌事務を明確に区分し、的確な業務の執行の体制を整備しています。
- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。また、「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、社内研修等を実施しています。
- ・「コンプラホットライン」や「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えています。
- ・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。
- ・「風通しの良い職場づくり(スマイル・コンプライアンス)第2期行動計画」を策定し、会社のコ

ンプライアンスの強化に努めています。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。
- ・「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。
- ・「中日本高速道路株式会社グループ会社管理規程」に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ、子会社の経営上重要な事項については当社の事前承認又は当社への報告を求めることにより、グループ全体のガバナンスを強化しています。
- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を子会社にも適用し、また、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。
- ・監査部は、当社及びグループ会社の監査結果を経営会議に報告しています。
- ・「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」をグループ一体で確立し、グループ全体のセキュリティを強化しています。
- ・「情報セキュリティ事故等対応マニュアル」を作成し、情報セキュリティ事故等の対応手順をグループ全体で共有・運用しています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・専任の監査役スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。また、弁護士等の専門家を活用し、監査を適正に行うことに努めています。
- ・監査役スタッフの人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を要件とし、独立性を確保しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、監査役に定期又は随時報告しています。
- ・取締役会、経営会議、グループ戦略会議等の当社及び当社グループの重要会議に監査役が出席することを関係規程類に定めるなどしています。
- ・「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき、監査役が重要書類を閲覧できるようにしています。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしていません。
- ・上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることはない旨をグループ各社の倫理行動規準に規定し、不利益な取扱いをしていません。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の職務の執行上必要な費用を監査役会があらかじめ予算計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償できるようにしています。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と取締役、監査部及び会計監査人との定期的な意見交換を行っています。また、グループ監査役連絡会を開催し、監査役と子会社の監査役との意見交換を行っています。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び比率については、特段の記載がない限り、金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ記載しています。

貸 借 対 照 表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		223,790
高速道路事業営業未収入金		148,001
未収入金及び契約資産		54,848
未収収益		0
短期貸付金		238
仕掛道路資産		1,612,302
商品		278
原材料		798
貯蔵品		810
受託業務前払金		9,540
前払金		5,478
前払費用		502
その他		76,756
貸倒引当金		△ 30
流動資産合計		2,133,316
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	3,282	
減価償却累計額	△ 1,519	1,762
構築物	54,347	
減価償却累計額	△ 16,787	37,559
機械及び装置	122,767	
減価償却累計額	△ 86,666	36,100
車両運搬具	50,170	
減価償却累計額	△ 42,781	7,389
工具、器具及び備品	7,996	
減価償却累計額	△ 5,623	2,373
土地		252
リース資産	9	
減価償却累計額	△ 1	8
建設仮勘定		5,672
無形固定資産		91,119
無形固定資産		3,903
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	50,288	
減価償却累計額	△ 26,330	23,958
構築物	11,810	
減価償却累計額	△ 7,861	3,949
機械及び装置	3,643	
減価償却累計額	△ 2,776	866
工具、器具及び備品	615	
減価償却累計額	△ 503	111
土地		109,192
建設仮勘定		1,813
無形固定資産		139,891
無形固定資産		264
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	12,502	
減価償却累計額	△ 6,207	6,294
構築物	1,280	
減価償却累計額	△ 899	380
機械及び装置	42	
減価償却累計額	△ 23	19
車両運搬具	8	
減価償却累計額	△ 8	0
工具、器具及び備品	3,669	
減価償却累計額	△ 2,599	1,070
土地		5,632
リース資産	3,685	
減価償却累計額	△ 2,357	1,327
建設仮勘定		215
無形固定資産		14,941
無形固定資産		7,306
		22,247

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	105		
減価償却累計額	△ 105	0	
構築物	17		
減価償却累計額	△ 17	0	
工具、器具及び備品	8		
減価償却累計額	△ 8	0	
土地		285	286
E 投資その他の資産			286
関係会社株式		8,200	
投資有価証券		0	
関係会社出資金		1,177	
長期貸付金		619	
長期前払費用		1,554	
繰延税金資産		1,902	
その他		1,355	
貸倒引当金		△ 53	14,756
固定資産合計			272,469
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		2,004	
その他の社債発行費		0	
繰延資産合計			2,004
資 産 合 計			<u>2,407,790</u>
(負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		199,718	
短期借入金		8,044	
1年以内返済予定長期借入金		59	
1年以内償還予定社債		104,482	
リース債務		295	
未払金		9,415	
未払費用		909	
未払法人税等		863	
預り連絡料金		2,717	
預り金		32,367	
受託業務契約負債		22,712	
契約負債		8,955	
前受収益		20	
賞与引当金		1,525	
仕掛道路損失引当金		1,295	
その他		2,853	
流動負債合計			396,236
II 固定負債			
道路建設関係社債		1,501,700	
道路建設関係長期借入金		170,358	
その他の長期借入金		50,000	
リース債務		1,091	
受入保証金		19,692	
退職給付引当金		40,423	
役員退職慰労引当金		57	
その他		49	
固定負債合計			1,783,372
負 債 合 計			<u>2,179,608</u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
資本金		65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	
その他資本剰余金	6,650	
資本剰余金合計	<u>6,650</u>	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	33,196	
跨道橋耐震対策積立金	954	
安全対策・サービス高度化積立金	21,008	
別途積立金	30,189	
繰越利益剰余金	6,182	
利益剰余金合計	<u>91,531</u>	91,531
株主資本合計		<u>228,181</u>
純 資 産 合 計		<u>228,181</u>
負 債 純 資 産 合 計		<u>2,407,790</u>

損 益 計 算 書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	672,128	
道路資産完成高	230,075	
受託業務収入	1	
その他の売上高	1,120	
	903,325	
2 営業費用		
道路資産賃借料	477,066	
道路資産完成原価	230,075	
管理費用	193,662	
受託業務費用	1	
高速道路事業営業利益	900,805	2,519
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	40,032	
休憩所等事業収入	13,427	
その他の事業収入	1,466	
	54,926	
2 営業費用		
受託業務費用	40,037	
休憩所等事業費	12,212	
その他の事業費用	1,229	
関連事業営業利益	53,478	1,447
全事業営業利益		3,967
III 営業外収益		
受取利息		6
受取配当金		1,170
物品売却益		0
土地物件貸付料		163
原因者負担収入		263
雑収入		151
		1,755
IV 営業外費用		
支払利息		20
社債発行費償却		1
物品売却損		4
雑損失		2
経常利益		28
		5,694
V 特別利益		
固定資産売却益		5
		5
VI 特別損失		
固定資産売却損		170
固定資産除却損		271
減損損失		38
投資有価証券評価損		4
税引前当期純利益		485
法人税、住民税及び事業税		350
法人税等調整額		△ 9
当期純利益		4,874

株主資本等変動計算書
2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2023年4月1日期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
事業年度中の変動額				
高速道路事業積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2024年3月31日期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							純資産合計
	利益剰余金						株主資本合計	
	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
	高速道路事業積立金	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2023年4月1日期首残高	34,799	954	21,008	29,575	318	86,656	223,306	223,306
事業年度中の変動額								
高速道路事業積立金の取崩	△1,603				1,603	—	—	—
別途積立金の積立				613	△613	—	—	—
当期純利益					4,874	4,874	4,874	4,874
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	△1,603	—	—	613	5,863	4,874	4,874	4,874
2024年3月31日期末残高	33,196	954	21,008	30,189	6,182	91,531	228,181	228,181

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ③ 原材料、貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当事業年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）に

よる定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETC マイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（2005年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 休憩所等事業

休憩所等事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

休憩所等事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

(3) 受託業務

受託業務においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく業務を行っており、主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、進捗度の測定は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づいております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。また、当該契約の着手前に請求する場合があります、その場合は、履行義務が充足される前に入金される場合があります。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

① 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

② その他の社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債、外貨建借入金

③ ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで、「営業外費用」の「雑損失」に含めて表示しておりました「物品売却損」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。なお、前事業年度における「物品売却損」の金額は2百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

一 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 38百万円、固定資産 257,713百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 1.(5) 会計上の見積りに関する注記 (固定資産の減損)」の内容と同一であります。

二 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額) 1,902 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 1.(5) 会計上の見積りに関する注記 (繰延税金資産の回収可能性)」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 1,601,654 百万円 (額面額 1,601,654 百万円)

② その他の社債 4,528 百万円 (額面額 4,528 百万円)

③ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 745,952 百万円

なお、上記の他、「投資有価証券」0百万円、「投資その他の資産 その他」10百万円を担保に供しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 220,000 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 775,952 百万円

なお、上記引渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が171,789百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が30,000百万円減少しております。

三 偶発債務

令和5年11月10日に、東名高速道路で施工した支取替工事において設計に誤りがあったこと、中央自動車道富士吉田線の耐震補強工事において契約書類のうち一部の図面を取り違えたまま施工を進めていたことを公表しております。

これにより発生する費用のうち合理的に見積ることが可能なものについては、損失見込額を仕掛道路損失引当金として計上しておりますが、追加費用が発生する可能性があります。

四 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,589 百万円
長期金銭債権	599 百万円
短期金銭債務	77,079 百万円
長期金銭債務	3,639 百万円

五 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	3 百万円
車両運搬具	26 百万円
関連事業固定資産	
建物	8 百万円
構築物	27 百万円
機械及び装置	186 百万円
合 計	253 百万円

5. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	13,285 百万円
営業費用	175,717 百万円
営業取引以外の取引による取引高	6,543 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度の末日における発行済株式の数	
普通株式	130,000,000 株

7. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,440 百万円
貸倒引当金	25 百万円
契約負債	2,709 百万円
賞与引当金	466 百万円
退職給付引当金	12,373 百万円
その他	2,500 百万円
繰延税金資産小計	19,516 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,195 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 16,331 百万円
評価性引当額小計	△ 17,526 百万円
繰延税金資産合計	1,990 百万円
繰延税金負債	
その他	△ 87 百万円
繰延税金負債合計	△ 87 百万円
繰延税金資産の純額	1,902 百万円

8. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額	
1 年内	460,253 百万円
1 年超	17,125,792 百万円
合 計	17,586,045 百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)	財務省(財務大臣)	被所有直接100%	資金の借入等	資金の借入(注)	—	道路建設関係長期借入金	53,000
						その他の長期借入金	50,000
				利息の支払(注)	25	未払費用	6

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入利率は財政投融资資金貸付金利が適用されております。なお、担保は提供していません。

二 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	477,066	高速道路事業営業未払金	136,575
			道路資産、債務の引渡し及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	230,075	高速道路事業営業未収入金	83,533
				債務の引渡し及び債務保証(注2)	201,789	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注3)	220,000	—	—
				債務保証(注4)	574,163	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っておりません。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、前事業年度までに引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

10. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,755.24 円
一株当たり当期純利益	37.49 円

11. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第106回社債(グリーンボンド(気候変動適応))
発行総額	金600億円
利率	年0.759パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	2024年5月29日
償還期日	2029年5月29日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受けがなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		227,529
2. 高速道路事業営業未収入金		147,998
3. 未収入金及び契約資産		59,703
4. 仕掛道路資産		1,610,224
5. 棚卸資産		3,977
6. その他		94,316
貸倒引当金		<u>△40</u>
流動資産合計		2,143,708
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	81,762	
減価償却累計額	<u>△40,195</u>	41,566
(2) 構築物	71,793	
減価償却累計額	<u>△27,757</u>	44,036
(3) 機械及び装置	127,470	
減価償却累計額	<u>△90,117</u>	37,353
(4) 車両運搬具	53,990	
減価償却累計額	<u>△45,805</u>	8,184
(5) 工具、器具及び備品	19,984	
減価償却累計額	<u>△14,282</u>	5,702
(6) 土地		119,976
(7) リース資産	9,308	
減価償却累計額	<u>△5,339</u>	3,969
(8) 建設仮勘定		<u>7,858</u>
有形固定資産合計		268,647
2. 無形固定資産		13,896
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	9,242	
(2) 繰延税金資産	3,570	
(3) 退職給付に係る資産	1,598	
(4) その他	5,221	
貸倒引当金		<u>△70</u>
投資その他の資産合計		19,563
固定資産合計		302,107
III 繰延資産		
1. 道路建設関係社債発行費		2,004
2. その他の社債発行費		<u>0</u>
繰延資産合計		2,004
資 産 合 計		<u>2,447,820</u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		162,136
2. 短期借入金		8,044
3. 1年以内返済予定長期借入金		159
4. 1年以内償還予定社債		104,482
5. 未払金		41,279
6. 未払法人税等		2,300
7. 契約負債		31,704
8. 賞与引当金		4,904
9. 仕掛道路損失引当金		1,295
10. その他		<u>9,344</u>
流動負債合計		365,651
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		1,501,700
2. 道路建設関係長期借入金		170,358
3. 長期借入金		50,421
4. 役員退職慰労引当金		170
5. 退職給付に係る負債		53,115
6. その他		<u>32,166</u>
固定負債合計		1,807,932
負 債 合 計		<u>2,173,583</u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	73,011	
3. 利益剰余金	137,640	
株主資本合計	137,640	275,652
II その他の包括利益累計額		
1. その他有価証券評価差額金	411	
2. 為替換算調整勘定	68	
3. 退職給付に係る調整累計額	△2,174	
その他の包括利益累計額合計	△2,174	△1,693
III 非支配株主持分		
純 資 産 合 計		278
負 債 純 資 産 合 計		274,236
		2,447,820

連結損益計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	983,955	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	477,066	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	448,584	
3. 販売費及び一般管理費	47,368	
	973,020	
営業利益		10,935
III 営業外収益		
1. 受取利息	7	
2. 土地物件貸付料	194	
3. 負ののれん償却額	342	
4. 持分法による投資利益	456	
5. 原因者負担収入	263	
6. その他	302	
	1,567	
IV 営業外費用		
1. 支払利息	48	
2. 物品売却損	18	
3. 為替差損	36	
4. その他	21	
	124	
経常利益		12,377
V 特別利益		
固定資産売却益	9	9
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損	172	
2. 固定資産除却損	375	
3. 減損損失	38	
4. その他	4	
	590	
税金等調整前当期純利益		11,796
法人税、住民税及び事業税	2,360	
法人税等調整額	△147	
当期純利益		9,583
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		9,575

連結株主資本等変動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2023年4月1日 首残高	65,000	73,011	128,064	266,076
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			9,575	9,575
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	9,575	9,575
2024年3月31日 期末残高	65,000	73,011	137,640	275,652

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
2023年4月1日 首残高	257	39	△9,421	△9,123	270	257,223
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						9,575
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）	153	29	7,247	7,429	8	7,438
連結会計年度中の変動額合計	153	29	7,247	7,429	8	17,013
2024年3月31日 期末残高	411	68	△2,174	△1,693	278	274,236

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 23社
- ・連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本高速技術マーケティング㈱、(同)NEXCO 中日本インベストメント、NEXCO Highway Solutions of America Inc.、NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.、(株)オアシスパーク、中日本ハイウェイ・リテール㈱、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱、艾客思国際股份有限公司、中日本高速オートサービス㈱、NEXCO 中日本開発㈱、箱根ターンパイク㈱

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 9社
- ・会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、(株)NEXCO システムソリューションズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO 保険サービス、高速道路トールテクノロジー㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、中日本ファームすずなり㈱、中日本施設管理㈱、(株)デーロス・ジャパン

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ・商品、製品、仕掛品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ・原材料、貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| 構築物 | 3年～60年 |
| 機械及び装置 | 4年～17年 |
- また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

イ. 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。
料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識

しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成 17 年国土交通省令第 65 号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

ロ、休憩所事業

休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

休憩所事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

ハ、その他（関連）事業

受託業務においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく業務を行っており、主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、進捗度の測定は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づいております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。また、当該契約の着手前に請求する場合があります、その場合は、履行義務が充足する前に入金される場合があります。

受託業務以外においては、主に高速道路事業に関連する商品等の販売事業を行っております。このような商品等の販売については、顧客に対する役務の完了や商品の引渡時点で収益を認識しております。なお、商品販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ、繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

その他の社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ、退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年～13 年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年～13 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ハ、重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ニ、重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債、外貨建借入金

c. ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

ホ、のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び 2010 年 3 月 31 日以前に発生した負ののれんは、効果の発現期間が見積り可能なものはその期間とし、それ以外については、5 年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

(5) 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 38百万円、固定資産 282,544百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

事業の廃止を決定した資産グループ及び収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった資産グループについては、備忘価額まで減損損失を計上しております。

異なる用途への転用をした資産グループについては、回収可能価額まで減損損失を計上しております。

また、この他の資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

なお、将来キャッシュ・フローは、中期経営計画やその後の事業展開などを考慮し見積りを行っております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りの基礎となる中期経営計画の算定にあたっては、過去の実績、現下の状況、将来の交通需要や投資計画など様々な要素を勘案しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

中期経営計画における前提条件が変動することにより、結果として、翌連結会計年度において固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 3,467百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、課税所得の見積りは、中期経営計画を基に見積りを行っております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画の算定にあたっては、過去の実績、現下の状況、将来の交通需要や投資計画など様々な要素を勘案しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

中期経営計画における前提条件が変動することにより、結果として、翌連結会計年度において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 1,601,654百万円（額面額 1,601,654百万円）
- ② その他の社債 4,528百万円（額面額 4,528百万円）
- ③ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 745,952百万円
なお、上記の他、「建物」587百万円、「構築物」34百万円、「工具、器具及び備品」10百万円、「土地」235百万円、「投資有価証券」0百万円、「投資その他の資産 その他」27百万円を担保にしております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 220,000百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 775,952百万円

なお、上記引渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が171,789百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が30,000百万円減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

建物	45百万円
構築物	27百万円
機械及び装置	190百万円
車両運搬具	27百万円
工具、器具及び備品	23百万円
合計	314百万円

(4) 偶発債務

令和5年11月10日に、東名高速道路で施工した支取代替工事において設計に誤りがあったこと、中央自動車道富士吉田線の耐震補強工事において契約書類のうち一部の図面を取り違えたまま施工を進めていたことを公表しております。

これにより発生する費用のうち合理的に見積ることが可能なものについては、損失見込額を仕掛道路損失引当金として計上しておりますが、追加費用が発生する可能性があります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式

130,000,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間は原則として10年以内としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金、未収入金及び契約資産は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスクに晒されております。高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。長期借入金は、会社資産の設備投資に係る資金調達及び国から受託した工事に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債及び外貨建借入金については、為替変動リスク及び金利変動リスクに晒されており、社債発行時及び借入実行時に、通貨スワップ及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債及び借入金に振当処理を行っているもの及び金利スワップ取引をヘッジ手段として、特例処理を行っているものがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金、未収入金及び契約資産については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込む等して管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況を確認しております。

外貨建社債及び外貨建借入金は、為替変動リスク及び金利変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

ニ. デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	310	310	—
資産計	310	310	—
(1) 道路建設関係社債 (1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)	1,601,654	1,595,382	△6,271
(2) その他の社債 (1年以内に償還予定のその他の社債)	4,528	4,522	△6
(3) 道路建設関係長期借入金 (1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)	170,418	161,025	△9,392
(4) 長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	50,521	49,650	△870
負債計	1,827,122	1,810,581	△16,541

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「高速道路事業営業未収入金」「未収入金及び契約資産」「高速道路事業営業未払金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価額のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
非上場株式	8,931 百万円

(*3) デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債又はその他の社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債又はその他の社債の時価に含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	310	—	—	310
資産計	310	—	—	310

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
道路建設関係社債 (1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)	—	1,595,382	—	1,595,382
その他の社債 (1年以内に償還予定のその他の社債)	—	4,522	—	4,522
道路建設関係長期借入金 (1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)	—	161,025	—	161,025
長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	—	49,650	—	49,650
負債計	—	1,810,581	—	1,810,581

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

道路建設関係社債、その他の社債

社債の時価は主として市場価格に基づき算定しております。市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金、長期借入金

変動金利による長期借入金の時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、当該帳簿価額によっております。固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらは、活発な市場における相場価格と認められないため、レベル2の時価に分類しております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス㈱が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸するとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	6,929	6,783
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	130,835	98,178

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連）事業	
料金収入	672,092	—	—	672,092
道路資産完成高	230,075	—	—	230,075
受託業務収入	1	—	40,032	40,033
その他	1,330	9,976	7,229	18,536
顧客との契約から生じた収益	903,500	9,976	47,262	960,738
その他の収益	2	22,585	628	23,216
外部顧客への売上高	903,503	32,562	47,890	983,955

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	当連結会計年度期首 (2023年4月1日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	103,200	151,992
契約資産	11,754	33,331
契約負債	29,874	31,704

契約資産の主なものは、受託業務における工事契約について、期末日時点における進捗度の測定に基づき認識した収益に係る未請求額であり、工事対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債の主なものは、ETC マイレージサービス制度により付与したポイントの未行使分に関するもの及び受託業務における顧客からの前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。

なお、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

2024年3月31日現在、ETC マイレージサービス制度及び受託業務における工事契約等に係る未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は336,216百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、ETC マイレージサービス制度により付与したポイントがご利用されるにつれ、又は工事の進捗により履行義務が充足するにつれ、収益を認識することを見込んでおります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,107.37円
1株当たり当期純利益	73.65円

8. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第106回社債(グリーンボンド(気候変動適応))
発行総額	金600億円
利率	年0.759パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	2024年5月29日
償還期日	2029年5月29日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受けがなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

由良知久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水谷洋隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大谷光尋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

由良 知久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水谷 洋隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大谷 光尋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、インターネット等を経由した手段も活用しながら、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、検証及び現地立会確認などするとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

なお、事業報告に記載のとおり、中央自動車道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事の施工不良事案への対応については、その原因の究明及び再発防止に取り組んでいることを確認しており、引き続きその推移を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年 6月 6日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 泉 公 人 印

常勤監査役 藤 原 健 治 印
(社外監査役)

社外監査役 川 合 伸 子 印

社外監査役 溝 口 敦 子 印

中日本高速道路株式会社 第19回定時株主総会

(決議事項)

第1号議案	剰余金の処分の件	P1
第2号議案	取締役7名の選任の件	P2
第3号議案	退任役員に対する慰労金の贈呈の件	P5

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

高速道路事業に係る利益は、高速道路事業積立金に積み立てることといたしたく存じます。

関連事業に係る利益は、別途積立金に積み立てることといたしたく存じます。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16法律第100号)第12条第1項第8号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金に係る利益は、繰越利益剰余金といたしたく存じます。

なお、高速道路事業においては将来の道路資産賃借料の確実な支払いをはじめとする的確な事業運営に備える必要が、関連事業においては休憩施設の安全と安心を確保するための設備補修や更新投資等を着実にを行う必要があると認識しております。

これら経営基盤の強化に努めるため、当期における剰余金の配当につきましては、無配とさせていただきたくお願い申し上げます。

【剰余金の処分に関する事項】

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

高速道路事業積立金	4,415,128,211 円
別途積立金	1,404,956,385 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	5,820,084,596 円
---------	-----------------

(注)安全対策・サービス高度化積立金の取崩しを行う場合は取締役会の決議によります。

第2号議案 取締役7名の選任の件

取締役全員7名は、第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、別紙のとおりであります。

別紙

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みずの あきひさ 水野 明久 (昭和 28 年 6 月 13 日生)	昭和 53 年 4 月 中部電力株式会社 入社 平成 20 年 6 月 同 取締役 専務執行役員 経営戦略本部長 平成 21 年 6 月 同 代表取締役 副社長執行役員 平成 22 年 6 月 同 代表取締役社長 社長執行役員 平成 27 年 6 月 同 代表取締役会長 令和 2 年 4 月 同 取締役 相談役 令和 2 年 6 月 同 相談役 (現) 【重要な兼職の状況】 一般社団法人中部経済連合会 会長 株式会社豊田自動織機 社外監査役	0 株
2	なわた ただし 縄田 正 (昭和 33 年 3 月 20 日生)	昭和 58 年 4 月 建設省 (現国土交通省) 入省 平成 24 年 9 月 東日本高速道路株式会社 経営企画本部 本部付部長 平成 25 年 6 月 同 執行役員 平成 26 年 7 月 国土交通省 東北地方整備局長 平成 27 年 7 月 環境省 放射性物質汚染対処技術統括官 平成 29 年 7 月 同 環境再生・資源循環局長 平成 30 年 11 月 東京海上日動株式会社 顧問 令和 2 年 9 月 一般社団法人日本橋梁建設協会 副会長・専務理事 令和 4 年 6 月 当社 代表取締役 専務執行役員 建設企画本部長 (現)	0 株
3	こんどう きよひさ 近藤 清久 (昭和 34 年 2 月 10 日生)	昭和 59 年 4 月 日本道路公団 入社 平成 23 年 7 月 当社 関連事業本部 担当部長 平成 24 年 7 月 同 企画本部 経営企画部長 平成 27 年 6 月 同 執行役員 名古屋支社長 平成 30 年 6 月 同 常務執行役員 名古屋支社長 令和元年 6 月 同 取締役 常務執行役員 経営企画本部長 (現) 兼 情報セキュリティ統括担当 (C I S O) (現) 兼 グループ C I S O (現)	0 株
4	なかい としお 中井 俊雄 (昭和 36 年 10 月 26 日生)	昭和 61 年 4 月 日本道路公団 入社 平成 25 年 3 月 当社 業務改革推進部 担当部長 平成 27 年 4 月 兼 経営企画本部 経営企画部 担当部長 平成 27 年 6 月 同 経営企画本部 経営企画部長 平成 30 年 6 月 同 執行役員 東京支社長 平成 30 年 6 月 兼 東京オリンピック・パラリンピック担当 令和 3 年 7 月 同 常務執行役員 技術本部長 兼 経営企画本部 副本部長 (生産性向上担当) 令和 4 年 6 月 同 取締役 常務執行役員 保全企画本部長 (現)	0 株
5	かたおか しんいち 片岡 慎一 (昭和 37 年 12 月 1 日生)	昭和 60 年 4 月 日本道路公団 入社 平成 26 年 7 月 当社 保全企画本部 担当部長 兼 総務本部 笹子トンネル天井板落下事故被害者ご相談室 室長代行 平成 28 年 7 月 同 関連事業本部 サービスエリア事業部長 平成 30 年 6 月 同 執行役員 監査部長 令和 2 年 6 月 同 執行役員 金沢支社長 令和 3 年 6 月 同 常務執行役員 金沢支社長 令和 4 年 6 月 同 取締役 常務執行役員 事業開発・推進本部長 (現)	0 株
6	まつい やすゆき 松井 保幸 (昭和 39 年 11 月 23 日生)	昭和 62 年 4 月 日本道路公団 入社 平成 30 年 6 月 当社 経営企画本部 経営企画部長 令和 3 年 6 月 同 執行役員 東京支社長 (現) 兼 東京オリンピック・パラリンピック担当	0 株
7	あさの たかひろ 浅野 敬広 (昭和 45 年 12 月 19 日生)	平成 5 年 4 月 建設省 (現国土交通省) 入省 平成 27 年 7 月 首都高速道路株式会社 営業企画部 担当部長 平成 29 年 7 月 国土交通省 大臣官房付 令和 元年 7 月 同 四国地方整備局 次長 令和 3 年 7 月 日本下水道事業団 経営企画部長 令和 5 年 7 月 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 管理課長 (現)	0 株

- 注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者水野明久氏は、会社法第 2 条第 15 号に定めのある社外取締役候補者です。
3. 候補者水野明久氏は、中部電力株式会社代表取締役社長 社長執行役員及び代表取締役会長並びに一般社団法人中部経済連合会 会長などを歴任されていることにより培われた豊富な経験と高い識見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくことを期待できることから、新たに選任をお願いするものであります。
4. 候補者水野明久氏が 2008 年 6 月から 2020 年 6 月まで取締役として在任していた中部電力株式会社は、当該在任期間中における、中部地区等の特別高圧電力及び高圧電力の供給に関して 2023 年 3 月に、中部地区の大口需要家向け都市ガスの供給に関して 2024 年 3 月に、それぞれ公正取引委員会から 独占禁止法に基づく課徴金納付命令を受けました。また、同氏が 2016 年 6 月から社外監査役を務めている株式会社豊田自動織機は、国内市場向け産業車両用の同社製エンジンについて、経年劣化による排出ガス国内規制値の超過及び排出ガス国内認証に関する法規違反により、

国土交通省より行政処分として2023年4月に産業車両用エンジン2機種及びそれを搭載するフォークリフトの型式の指定・認定取消しを、2024年3月に産業車両用エンジン3機種の型式の指定取消しをそれぞれ受けました。同氏は、日頃から法令遵守及びコンプライアンス徹底の視点に立った提言を行っていましたが、排出ガス国内認証に関する法規違反の再発防止策の策定にあたっては、社外役員としての客観的な視点から意見を述べ、再発防止策の実施の徹底を求めるなど、適切にその職責を果たしております。

5. 候補者水野明久氏の選任が承認された場合、当社は、水野明久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者の選任が承認された場合、選任された各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

1. 第19回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます種村均氏及び小室俊二氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、具体的金額及び支払時期については、取締役会にご一任いただきたく存じます。

2. 同じく任期満了により取締役を退任されます望月一範氏に対する退職慰労金については、役員報酬・退職慰労金規程第9条の2第3項の規定に基づき、支給しません。

氏名	略歴
種村 均	令和2年6月23日 当社取締役 現在に至る
小室 俊二	令和4年6月27日 当社取締役 現在に至る